# 接続約款変更認可申請書

西設相制第 000063 号
2021 年 6 月 18 日

総務大臣
武田　良太　殿

郵便番号　５４０－８５１１

おおさかふおおさかしちゅうおうくばんばちょう
住所　　大阪府大阪市中央区馬場町３番 15 号

名称及び代表者の氏名

にしにっぽんでんしんでんわかぶしきがいしゃ
西日本電信電話株式会社

こばやし　みつよし
代表取締役社長　小林　充佳

登録の年月日及び番号

平成１６年４月１日　第 234 号

電気通信事業法第 33 条第２項の規定により、別紙のとおり接続約款の変更の認可を受けたいので申請します。

| | |
|---|---|
| 実施期日 | 認可を受けた後、速やかに実施します。 |

# 電気通信事業法第33条第２項に基づく第１種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

## 旧

附　則（令和２年７月 15 日西設相制第 000035 号）

（実施時期）

１　この改正規定は、令和２年７月 15 日から実施します。

（接続料金等の実績に基づく精算用料金）

２　第 74 条（網使用料の実績に基づく精算）の規定により精算を行う令和元年度の優先クラス通信機能に係る精算用料金は以下のとおりです。また、当該精算に用いる見込み需要の実績値について、実績契約数は、優先クラス通信機能を利用するＩＰ通信網サービスの各月末の回線数の合計とし、実績送受信データ量は、１Mbit 未満のものは各月で切り上げて１Mbit とします。

（１）端末系交換機能

| 区　　分 | | 単　位 | 料金額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 一般収容局ルータ優先パケット識別機能 | イ欄 | １契約数ごとに月額 | 1.87 円 | |

（２）ルーティング伝送機能

| 区　　分 | | 単　位 | 料金額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 一般中継系ルータ交換伝送機能 | ウ欄 | １Mbit までごとに月額 | 0.00022782 円 | |

## 新

附　則（令和２年７月 15 日西設相制第 000035 号）

この改正規定は、令和２年７月 15 日から実施します。

附　則

（実施時期）

１　この改正規定は、認可を受けた後、速やかに実施します。

（接続料金等の実績に基づく精算用料金）

２　第 74 条（網使用料の実績に基づく精算）の規定により精算を行う令和２年度の優先クラス通信機能に係る精算用料金は以下のとおりです。また、当該精算に用いる見込み需要の実績値について、実績契約数は、優先クラス通信機能を利用するＩＰ通信網サービスの各月末の回線数の合計とし、実績送受信データ量は、１Mbit 未満のものは各月で切り上げて１Mbit とします。

（１）端末系交換機能

| 区　　分 | | 単　位 | 料金額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 一般収容局ルータ優先パケット識別機能 | イ欄 | １契約数ごとに月額 | 2.45 円 | |

（２）ルーティング伝送機能

| 区　　分 | | 単　位 | 料金額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 一般中継系ルータ交換伝送機能 | ウ欄 | １Mbit までごとに月額 | 0.00018882 円 | |